資料1

協議事項１：役員報酬規程の変更について

当法人における今後の法人運営体制の強化に伴い、非常勤代表理事の固定報酬に関する区分を新設するため、「新旧対照表」のとおり、役員報酬規程の一部を改定するものです。
なお、本改定は本総会の承認をもって即日施行いたしますことを含めご提案いたします。

役員報酬規程 新旧対照表

現行（旧）	改定案（新）
（報酬の内容と報酬額） 第3条 （略） (1) （略） (2) （略） （新設）	（報酬の内容と報酬額） 第3条 （略） (1) （略） (2) （略） (3) **非常勤代表理事に対する報酬** **非常勤代表理事1人当たりの報酬は、年額2，040，000円以内とし、その具体的な金額は、業務執行の状況、法人の経営状況等を勘案して、総会の議決により決定した理事報酬の総額の範囲内で理事会の決議により決定する。**
（常勤理事の報酬支給日及び支給方法） 第5条 常勤理事の報酬は、原則として年報酬額の12分の1を毎月末日に支給する。 2 常勤理事の報酬は、原則として本人の希望する金融機関の預貯金口座へ振り込み、支給明細書のみ本人へ提供する。	（常勤理事及び非常勤代表理事の報酬支給日及び支給方法） 第5条 常勤理事**及び非常勤代表理事**の報酬は、原則として年報酬額の12分の1を毎月25日に支給する。 2 常勤理事及び非常勤代表理事の報酬は、原則として本人の希望する金融機関の預貯金口座へ振り込み、支給明細書のみ本人へ提供する。
（非常勤理事及び非常勤監事の報酬支給日） 第7条 非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、請求書の提出があった日から7日以内に現金又は本人の希望する金融機関の預金口座へ振り込む。	（非常勤理事及び非常勤監事の報酬支給日） 第7条 非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、**原則**、請求書の提出があった日から7日以内に現金又は本人の希望する金融機関の預金口座へ振り込む。

附　則 この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。	附　則 この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。 **この規程は、令和8年12月10日から施行する。**

役員報酬規程の一部改定について（説明文）

1. 改定の理由

当法人における今後の法人運営体制の強化に伴い、非常勤代表理事の固定報酬に関する区分を新設するため、役員報酬規程の一部を改定するものです。あわせて、実務上の運用に合わせて報酬の支給日および文言の整備を行います。

2. 主な改定内容

• 非常勤代表理事に対する報酬区分の新設（第３条第３号）

非常勤代表理事の報酬上限額を「年額 2,040,000 円以内」と定めます。具体的な支給額は、業務執行の状況や法人の経営状況等を踏まえ、総会で決議された理事報酬総額の範囲内で理事会にて決定します。

• 対象者の追加および報酬支給日の変更（第５条）

月次固定報酬の支給対象に「非常勤代表理事」を加えるとともに、常勤理事および非常勤代表理事の報酬支給日を「毎月末日」から「毎月 25 日」へ変更します。

• 非常勤役員の報酬支給日に関する文言の整理（第７条）

請求書提出日から７日以内の支払い規定について、実態に即した柔軟な運用が可能となるよう「原則」の文言を追加します。

3. 施行日（附則）

本改定は、本総会の承認をもって令和８年１２月１０日より施行いたします。